

川西市災害対策本部設置要綱

別紙 2

〔昭和 42 年 6 月 26 日
告示 第 47 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川西市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 22 号）第 7 条の規定に基づき、川西市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第 2 条 副本部長は、副市長をもつて充てる。

2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 政策会議規程（昭和 42 年川西市訓令第 9 号）第 2 条第 3 号から第 19 号までに掲げる者

(2) 議会事務局長

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 本部員に事故あるときは、本部長があらかじめ定めた職員がその職務を代理する。

(本部長、副本部長の職務代理)

第 3 条 総務部長は、本部長及び副本部長を助け、本部長及び副本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(本部会議等)

第 4 条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員から構成し、本部長が主宰する。

2 本部会議は、次に掲げる事項についてその基本方針を決定する。

(1) 消防、水防その他緊急措置に関すること。

(2) 被災者の救難、救助その他民生安定に関すること。

(3) 災害時の応急対策に関すること。

(4) 配備体制の決定に関すること。

(5) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(分掌)

第 5 条 本部に、本部司令室並びに別表に掲げる部及び班を置く。

2 本部司令室は、次に掲げる職員をもつて組織する。

(1) 副市長

(2) 上下水道事業管理者

(3) 総合政策部長

(4) 総務部長

(5) 消防長

3 本部司令室は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本部会議を開催する暇がない場合における、前条第2項各号に掲げる事項についての基本方針の決定に関すること。
 - (2) 災害応急対策の実施及び調整に関する事項のうち、軽易なものについての基本方針の決定に関すること。
- 4 第1項の部（地区対策部を除く。）の長（以下「部長」という。）は別表に掲げる職員とし、副部長、地区対策部長、班長及び班員は部長がこれを定める。
- 5 第1項の部及び班の事務分掌は、別表に定めるとおりとする。

（部長等の職務）

第6条 部長は、所属職員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 地区対策部長は、部長の命を受け所属職員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。
- 4 班長は、部長の命を受け所属班員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。

（本部事務局）

第7条 本部に事務局を置き、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 本部の設置及び廃止に関すること。
 - (2) 本部会議及び本部司令室会議に関すること。
 - (3) 地震情報及び気象予警報の収集伝達に関すること。
 - (4) 災害情報及び応急活動状況の概要把握に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。
- 2 事務局の職員は、総務部危機管理室の職員をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めたときは、他の職員をこれに充てることができる。

（水防本部との関係）

第8条 本部が設置されたときは、水防本部はこの本部に吸収する。